

☆介護保険料・利用者負担額の減免並びに徴収猶予に関する取り扱い

要件	適用範囲	介護保険料減免割合	利用者負担割合	申請方法・期間及び減免期間
(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、本人所有の住宅、家財又はその他の財産について著しい損害〔財産価格の20%以上（保険により補填される金額を除く）〕を受けたこと。	損失割合が50%以上	80%	3%	○申請方法 別紙申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付 ○申請期間 (1) 介護保険料 ・普通徴収者・・・減免を受けようとする保険料の納期限まで ・特別徴収者・・・減免を受けようとする保険料が特別徴収される年金支給日まで (2) 利用者負担割合 利用者負担割合の減免の対象となる介護サービスを利用しようとする月末まで ○減免期間 当該損失を受けた日〔要件(1)〕又は当該減免に係る申請のあった日〔要件(2)～(4)〕の属する月の初日から (1) 介護保険料・・・1年間に到来する納期に係る保険料 (2) 利用者負担額・・・1年間のサービス利用に係る利用者負担額
	損失割合が30%以上～50%未満	60%	5%	
	損失割合が20%以上～30%未満	40%	7%	
(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。	前年中の所得金額が50万円未満	100%	0%	
	(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと	前年中の所得金額が50万円以上～80万円未満	80%	3%
前年中の所得金額が80万円以上～120万円未満		60%	5%	
(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作（20%以上の減少）、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	

※「収入」とは、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額をいう。

※「収入が著しく減少した」とは、前年の収入に比し、当該年又は当該減免の申請をした月以降12か月の収入の見積額が20%以上減少すると認められる場合をいう。

☆減免基準要件の解釈

- 1 「長期間入院」とはおおむね3ヶ月以上の入院をいう。
- 2 「失業」とは、会社の倒産やリストラなど事業主の都合により予期せず解雇された場合(自己の責めに帰すべき理由による場合を除く。)をいい、定年及び勸奨による退職や雇用期間満了に伴う退職、転職等に伴う自己都合による退職は含まれない。
- 3 「減免を受けようとする理由を証明する書類」とは具体的には、
要件(1)・・・被災証明書
要件(2)・・・死亡診断書、入院証明書、所得証明書、収入見込証明書、給与明細書、年金支払通知書
要件(3)・・・事業休廃業届、所得証明書、収入見込証明書、給与明細書、年金支払通知書、**失業したことが分かる書類(注1)**
要件(4)・・・所得証明書、収入見込証明書、給与明細書、年金支払通知書、不作・不漁を証明する書類
等をいう。

※(注1)「失業したことが分かる書類」とは、
1 職安が発行する離職証明書(離職理由の欄に「事業主の都合」等、「雇用期間満了」及び「自己都合」でない理由が記入されていること。)
2 事業主が発行する解雇予告通知書等、解雇されたことが分かる書類

●保険料の徴収猶予

上記要件(1)～(4)に該当する場合は、納付義務者の申請により、納付することができないと認められる金額を限度として、6ヶ月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

別紙

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

前年の合計所得金額 \ 所得減少割合	介護保険料の減免						利用者負担割合					
	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上	
50万円未満	80%	90%	100%	100%	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
50万円以上70万円未満	70%	80%	90%	100%	100%	100%	3%	0%	0%	0%	0%	0%
70万円以上100万円未満	60%	70%	80%	90%	100%	100%	3%	3%	0%	0%	0%	0%
100万円以上150万円未満	50%	60%	70%	80%	90%	100%	5%	3%	3%	0%	0%	0%
150万円以上200万円未満	40%	50%	60%	70%	80%	90%	5%	5%	3%	3%	0%	0%
200万円以上	30%	40%	50%	60%	70%	80%	7%	5%	5%	3%	3%	0%